

国民健康保険税の算定方法などが変わります

平成20年度から医療制度改革などにより、国民健康保険税の算定方法が2区分から3区分になり、課税限度額と税率が変わります。

国民健康保険は、皆さんから納めていただいた保険料や国、東京都などの補助金、市の一般会計からの繰入金などを財源に、医療費などのさまざまな給付を行っています。

医療費は、高齢化や医療技術の高度化などで毎年支払額が増加し、国民健康保険財政を圧迫しています。このような状況から、事業の健全化や負担の公平を図るため、保険税を次のとおり改定します。

平成20年度から、75歳以上の方が長寿医療制度(後期高齢者医療制度)に移行することで、国民健康保険税の算定方法が見直されます。現在の「国民健康保険基礎課税額(医療分)」は、「基礎課税額(医療分)」と、「後期高齢者支援金等課税額(後期高齢者支援金分)」に分かれます。なお、介護納付金課税額は、変更

ありません。保険税の課税限度額と税率が変わります。

保険税の算定方法が変わったことに伴い、課税限度額と税率を改定します(表1のとおり)。

10月に年金からの特別徴収が(対象となる方のみ)始まりです

国民健康保険に加入する65歳から74歳までの世帯主で、次の条件すべてに該当する方の保険料は、年金から特別徴収されます。特別徴収の対象となる方の平成20年度の保険料は、7月、8月、9月分は納税通知書で納めていただき、10月分以降は年金から天引きされます。

年金からの天引きの対象となる方
世帯主が年額18万円以上の年金を受給している方

介護保険料と保険税の合計額が年金額の2分の1以内の方
世帯内の国民健康保険の被保険者全員が65歳から74歳までの方

長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の創設に伴う軽減措置

所得が低い方の保険税の軽減が引き続き受けられます

国民健康保険に加入している世帯で、75歳以上の方が長寿医療制度(後期高齢者医療制度)に移行し、75歳未満の方が引き続き国民健康保険に加入することとなる場合には、保険料の軽減を受けている世帯は、世帯構成や収入が変わらなければ、5年間、今までと同じ軽減を受けることができます。

国民健康保険から長寿医療制度(後期高齢者医療制度)に移行することにより、国民健康保険の被保険者が1人の世帯になる場合には、5年間、世帯ごとに負担する保険料が半額になります。(表2)

旧被扶養者に対する軽減(表3)

75歳以上の方が会社の健康保険などから長寿医療制度(後期高齢者医療制度)に移行することで、その扶養家族である被扶養者の方(65~74歳)が新たに国民健康保険に加入する場合には、申請により2年間、保険料が軽減されます。(6割軽減に該当している世帯は対象になりません)。対象になる方は、申請をしてください。

【パソコンから】
http://www.cbnet.c.jp/akiruno/
【携帯電話から】
http://www.cbnet.c.jp/akiruno/k/

施設(市民球場)の仮予約がインターネットでできます

予約手続き(本予約)は受付窓口で行ってください。

仮予約ができる施設
市民球場(順次拡大予定)
利用方法 秋川体育館で仮予約の利用登録をし、会員登録と仮パスワードを発行します。詳しくはホームページから仮予約・予約履歴照会利用の手引きをご覧ください。

不正大麻・けし撲滅運動

麻薬の原料となるけしやマリファナの原料となる大麻は、法律で栽培などが禁止されています。東京都では、7月未だ不正大麻・けし撲滅運動を行っています。不正大麻・けしを見かけたときは連絡してください。

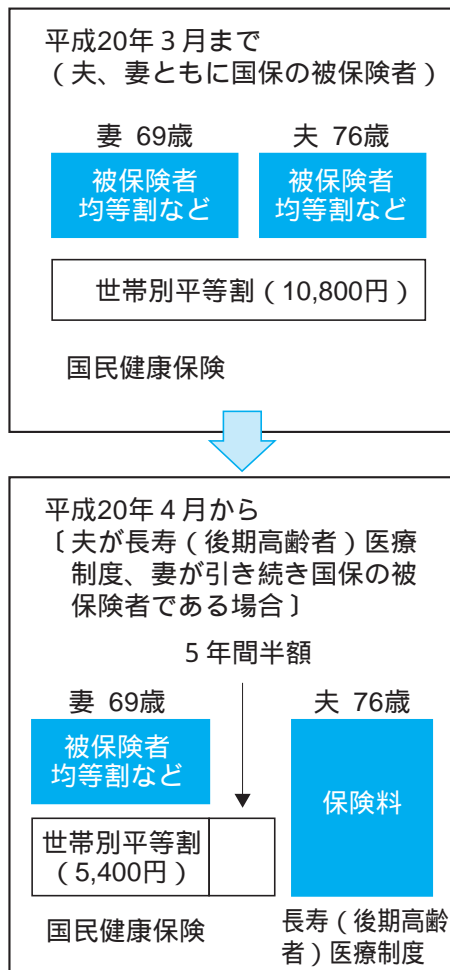
表1 国民健康保険税率など

区分	税率		
	19年度	20年度	
医療分	所得割	5.52%	4.12%
	資産割	15%	15%
	均等割	24,000円	15,600円
	平等割	10,800円	10,800円
課税限度額	530,000円	470,000円	
後期高齢者支援金分	所得割		1.40%
	均等割		8,400円
	課税限度額		120,000円
介護分	所得割	1.32%	1.40%
	資産割	3%	
	均等割	8,000円	9,400円
	平等割	1,200円	
課税限度額	90,000円	90,000円	

表3 被扶養者の保険税の軽減内容

区分	内容	
	区分	内容
医療分	所得割	2年間免除
	資産割	2年間半額
	均等割	単身の場合半額
後期高齢者支援金分	所得割	2年間半額
	均等割	
介護分	所得割	2年間半額
	均等割	

表2



中心とした半径500mの範囲
交通規制 京王電鉄「調布駅」つじが丘駅間が運行停止(折り返し運転)、甲州街道幹線道路の大型車通行規制など
問合せ 調布市不発弾処理対策本部(042-481-7346)へ

麻薬の原料となるけしやマリファナの原料となる大麻は、法律で栽培などが禁止されています。東京都では、7月未だ不正大麻・けし撲滅運動を行っています。不正大麻・けしを見かけたときは連絡してください。

日時 5月18日(日) 日中
警戒区域 国領駅付近を

春季行政相談強調週間 5月19日~25日

毎日の暮らしの中で、役所などの仕事への苦情や意見・要望はありませんか。そのようなときは、行政と住民とのパイプ役として総務大臣から委嘱された「行政相談委員」が相談に応じています。

市で行っている行政相談(予約制)を利用してください。
日時 5月28日 午後1時30分~4時30分
場所 五日市出張所
予約・問合せ 市民課市民相談窓口係(直通558-1216)へ

選挙の投票立会人に登録しませんか

投票立会人の仕事 有権者の代表として、投票が公正、適正に行われるよう監視するため、投票に立ち会います。

当日の投票立会人
時間: 午前7時~午後8時
場所: 名簿登録されている各投票区の投票所
報酬: 1万5500円
期日前投票立会人
期日・時間: 告示日などの翌日から投票日前日までのうち1日(午前8時30分から午後8時まで)

場所: 市役所または五日市出張所
報酬: 1万2500円
五日市出張所は期間、時間、報酬額が変わる場合があります。
応募方法 5月23日(金)までに住所、氏名、生年月日、電話番号、所属する党派がある方は党派名を明記し、直接または電話で申し込む
申込み・問合せ 選挙管理委員会事務局(内線3111)へ

施設(市民球場)の仮予約がインターネットでできます
予約手続き(本予約)は受付窓口で行ってください。
仮予約ができる施設
市民球場(順次拡大予定)
利用方法 秋川体育館で仮予約の利用登録をし、会員登録と仮パスワードを発行します。詳しくはホームページから仮予約・予約履歴照会利用の手引きをご覧ください。

不正大麻・けし撲滅運動
麻薬の原料となるけしやマリファナの原料となる大麻は、法律で栽培などが禁止されています。東京都では、7月未だ不正大麻・けし撲滅運動を行っています。不正大麻・けしを見かけたときは連絡してください。